

### 平成23年度保険料納入通知書をお送りしました

保険料計算のしかた ○保険料は世帯単位で計算します。

**〔基礎賦課分〕  
(医療分)**

$$\text{加入者全員の} \begin{matrix} \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \text{⑦} \end{matrix} \times 6.13\% \text{ ①} + 31,200\text{円} \times \text{加入者数} \text{ ④} = \text{年間保険料} \text{ ⑥}$$

(51万円を限度)

**〔後期高齢者  
支援金等分〕  
(支援金分)**

$$\text{加入者全員の} \begin{matrix} \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \text{⑦} \end{matrix} \times 1.96\% \text{ ①} + 8,700\text{円} \times \text{加入者数} \text{ ④} = \text{年間保険料} \text{ ⑥}$$

(14万円を限度)

保険料の計算	今回通知			前回通知		
	医療給付費 基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額	医療給付費 基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額
⑦ 賦課のもととなる所得金額				*****	*****	*****
① 保険料率				*****	*****	*****
⑤ 所得割額 (⑦ × ①)				*****	*****	*****
⑤ 一人あたりの均等割額				*****	*****	*****
④ 人数				*****	*****	*****
⑦ 均等割額 (⑤ × ④)				*****	*****	*****
⑥ 年間保険料 (⑤ + ⑦)				*****	*****	*****
② 加入月分保険料	①	②	③	④*****	⑤*****	⑥*****
	今回通知合計 ① + ② + ③ A (C+E)			前回通知合計 ④ + ⑤ + ⑥ B*****円		

**〔介護納付金分〕  
(介護分)**

$$40\sim 64\text{歳の加入者の} \begin{matrix} \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \text{⑦} \end{matrix} \times 1.60\% \text{ ①} + 13,200\text{円} \times \text{40}\sim 64\text{歳の加入者数} \text{ ④} = \text{年間保険料} \text{ ⑥}$$

(12万円を限度)

※「賦課のもととなる所得金額」=前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)  
平成23年度と24年度は算定方式の変更に伴う所得割額の算定の特例(経過措置)があります。

	対 象	軽 減 内 容
経過措置	住民税非課税の方	「賦課のもととなる所得金額」からその75%を減額します
	住民税課税標準額が100万円以下で、「賦課のもととなる所得金額」が住民税課税標準額の1.5倍を超える方	「賦課のもととなる所得金額」から住民税課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額します
	住民税課税標準額が100万円超で、「賦課のもととなる所得金額」が住民税課税標準額の1.5倍を超える方	「賦課のもととなる所得金額」から住民税課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額します

◎経過措置は個人単位で計算します。  
◎上記⑦は、経過措置対象者の場合、軽減後の金額が表示されます。

## 納期ごとの保険料の金額

(1) 普通徴収の方 ○住民税確定後の6月期から翌年3月期までの年10回払いです。

普通徴収分	期別保険料	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	
	今回通知	*****	*****	①	②	③	④	
	前回通知	*****	*****	*****	*****	*****	*****	
	期別保険料	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期	普通徴収合計額
	今回通知	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	C 合計額 円
	前回通知	*****	*****	*****	*****	*****	*****	D ***** 円

(2) 年金から特別徴収の方

特別徴収分(年金引落し)	第1期(4月)	第2期(6月)	第3期(8月)	第4期(10月)	第5期(12月)	第6期(2月)	特別徴収合計額
今回通知	①	②	③	④	⑤	⑥	E 合計額 円
前回通知	*****	*****	*****	*****	*****	*****	F*****円

〔前年度から特別徴収で保険料を納めている方〕

22年度第6期(2月)の保険料額と同額で 仮徴収3回(4月・6月・8月) + 本徴収3回(10月・12月・2月)

〔23年度から新たに特別徴収の始まった方〕 \*開始月は誕生日等により異なります。

22年度の介護納付金を除く年間保険料の概ね1/6の額で 仮徴収3回(4月・6月・8月) + 本徴収3回(10月・12月・2月)

〔23年10月から新たに特別徴収の始まる方〕

23年度年間保険料の1/2の額を納付書等により 普通徴収4回(6月期~9月期) + 本徴収3回(10月・12月・2月)

◎ 本徴収は、23年度の賦課のもととなる所得金額に基づいて算定した年間保険料から、仮徴収分または普通徴収分を差し引いた残額を納付いただくものです。

◆ 24年度の保険料の仮徴収額が表示されています。

翌年度も特別徴収に該当する方は、24年4月・6月・8月で、23年度保険料額の1/2相当額を仮徴収いたします。

24年度 期別 仮徴収額	第1期(4月)	第2期(6月)	第3期(8月)
翌年度の特別徴収仮徴収保険料額	①	②	③

## 個人別保険料明細

保険料は世帯単位で計算し、**世帯主あて請求**することになっています。個人別保険料に記載されているように、保険料の計算は加入者の合算額です。但し、最高限度額の世帯等は保険料の合算額と個人別保険料の合計金額が相違することがあります。加入者に異動がある場合には、そのつど変更通知を送付します。

## 国民健康保険料所得割額の算定方式が変わりました

国民健康保険料の所得割額は、これまで加入者の住民税額を基に計算してきましたが、平成23年4月から「賦課のもととなる所得金額」から計算する「旧ただし書き方式」に変更されました。これは全国の自治体が一般的に採用している標準方式であり、後期高齢者医療制度でも採用されています。

※ 均等割額(基本料金)の算定方式はこれまでどおりです。

## 保険料の均等割額が軽減されます

世帯主(国保に加入していない世帯主を含む。)と国保加入者全員及び旧国保被保険者の平成22年中の所得の合計が、下表の基準以下の世帯は、保険料均等割額の2割、5割または7割を自動的に減額します。**申請の必要はありません。**

該当される方は、納入通知書の1頁「保険料計算のしかた」表中の「㊦一人あたりの均等割額」の欄に、下表の額が表示されています。

[一人あたりの均等割額]

	世帯の総所得基準	基礎賦課分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
2割減額	33万円+35万円 ×(被保険者数+旧国保被保険者数)	31,200円→24,960円	8,700円→6,960円	13,200円→10,560円
5割減額	33万円+24万5千円 ×(世帯主を除く被保険者数 +世帯主以外の旧国保被保険者数)	31,200円→15,600円	8,700円→4,350円	13,200円→6,600円
7割減額	33万円	31,200円→9,360円	8,700円→2,610円	13,200円→3,960円

※旧国保被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の加入者であった方です。

◆ 保険料の均等割額が2割、5割、または7割減額されるのは、左記基準内で次の①～③に該当する方です。

- ① 住民税の申告書を区役所へ提出された方
- ② 所得税の確定申告を税務署へ提出された方
- ③ 年金収入（遺族年金・障害年金は除く。）のみの方

## 「保険料に関する申告書」をお送りします(60歳以上で所得の確認ができない方へ) 申告は8月15日までに

正しく保険料を決めるには、所得の確認が必要です。今回の住民税の決定で、所得の確認ができなかった60歳以上の方には、「保険料に関する申告書」を7月下旬にお送りします。所得がない、または少ないために住民税等の申告をしていない方も、保険料の決定や軽減、高額療養費の支給等の判定で必要となりますので、22年中の収入状況について同申告書を提出していただくか、課税課に住民税の申告をしてください。

[問合せ先] 収納管理係 (☎3647-8520)

## 国保に初めて加入された方へ

### ① 納入通知書・納付書は、世帯主あてに送られます

国保は一人ひとりが加入者ですが、保険料の支払い（納付）義務者は世帯主です。世帯主が後期高齢者医療制度や会社の健康保険等に加入している場合でも、加入者名義で請求するのではなく、世帯主に請求することになります。ご家族の方が加入されますと、保険料の納入通知書等の送付先は世帯主の方あてになります。

### ② 納入通知書・納付書は、届出をした月の翌月に送られます

加入・変更などがあつた場合、保険料は届出月の翌月から変更になります。例えば、5月加入の届出を9月にすると、5月～3月の保険料を10月～3月の6回払いすることになり、1回あたりの保険料が割高に感じられます。届出は必ず14日以内にしましょう。

### ③ 転入された場合

保険料は「賦課のもととなる所得金額」をもとに計算されます。転入された方など、江東区に「賦課のもととなる所得金額」の記録がない方は、前住地に所得照会を行い再計算します。回答があつた翌月から変更になりますので、年度の途中で保険料が変わることがあります。

[問合せ先] 収納管理係 (☎3647-8520)

## 認定証の更新について

国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証につきましては、毎年8月1日をもって切り替えをしております。これらの認定証をお持ちの方で、これからも必要とされる方は、恐れ入りますが更新の手続きにお越しくください。

### ① 更新を必要とされる方

平成23年8月以降も入院などが見込まれる方

※入院のみ利用できる認定証です。入院していない方は手続きの必要はありません。

### ② 更新の手続き

平成23年8月の入院費用の支払いまでには必要となります。

平成23年7月1日（金）から、8月31日（水）までにお越しくください。

### ③ 更新受付窓口

医療保険課保険給付係（江東区役所2階6番窓口）

この認定証を利用することで、入院時1ヶ月の医療費の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。ただし、入院時食事代や保険のきかないもの（差額室料など）は除かれます。

また、住民税非課税世帯の方は、この認定証により入院時の食事代を軽減することができます。

※70歳以上の課税世帯の方は、「高齢受給者証」の提示により自己負担限度額までの支払いになりますので、認定証は不要です。

[問合せ先] 保険給付係 (☎3647-3168)

## 家庭訪問による健康相談のお知らせ

国民健康保険加入の方で頻繁に通院をされている主に高齢者の方を対象とした訪問指導事業を実施いたします。

この事業は、専門機関に委託しており、委託先の保健師又は看護師がご自宅を訪問し、健康に関することや療養生活の問題点などについて相談やアドバイス等をさせていただきます。

対象となられた方（今年度は200名程度。内50名が申込者枠※）には、区から通知をいたします。

※「国保だより4月号」で募集しました平成23年度の申込者枠につきましては、5月末日で受付を終了いたしました。

[問合せ先] 医療保健係 (☎3647-8516)

# 夏期施設「海の家」のお知らせ

## 空室の受付について

今年も、房総半島の「富浦」南無谷海岸と「御宿」岩和田海岸に民宿を借り上げ、国保・後期高齢者医療海の家を開設します。

公開抽選の申込みは締め切りでしたが、空室の申込みを**7月2日(土)**から、下記の**旅行代理店**で電話受付いたしますので、どうぞご利用ください。

## 利用案内

【開設期間】 7月20日(水)～8月15日(月)

※8月14日宿泊分まで

【宿泊施設】☆**金左工門(富浦南無谷海岸)**

千葉県南房総市富浦町南無谷 2291-1

JR内房線「富浦」下車 バス南無谷・小浜行き  
「南無谷」下車 徒歩5分

☆**民宿きはら(船谷)(御宿岩和田海岸)**

千葉県夷隅郡御宿町岩和田船谷 682-1

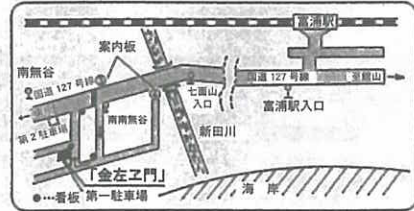
JR外房線「御宿」下車 徒歩30分

【利用料金】 1泊2食付き 3,000円 (5歳未満で食事・寝具を必要としない場合は無料)

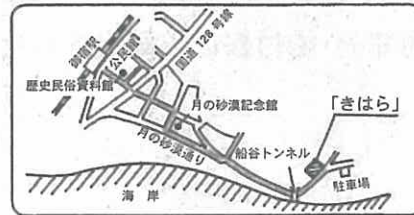
※ご利用は2人以上でお願いいたします。

※18歳未満(18歳に達した高校生を含む)の方のみのご利用はできません。

富浦南無谷海岸「金左工門」



御宿岩和田海岸「民宿きはら(船谷)」



受付窓口

委託会社：(株)日本旅行

(平日) 新宿法人営業部

TEL 5369-3950 (10:00～17:30)

(土日祝日) 亀戸サンストリート営業所

TEL 5627-6221 (10:30～18:00)

## 保険料のお支払いは便利な口座振替で

保険料のお支払いには、口座振替(自動払込)をご利用ください。

口座振替ならお支払いに行く手間が省け、納め忘れもなく安心です。

口座振替日は、各月末日です。(末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります。)

また、残高不足で振替ができなかった場合には、翌月分と合わせて再振替します。

なお、長期間引き落としされない場合は、口座振替を取り消しさせていただくことがあります

申込みの用紙「口座振替・自動払込依頼書」は、医療保険課・区役所出張所の各窓口においてあります。

「特別徴収」対象世帯の方は、別に届出(希望票の提出)が必要となりますので、下記問合先にお電話をいただければ届出書類をお送りします。

### ◎申込みに必要なもの

- ・保険証または納付書
- ・預(貯)金通帳
- ・預(貯)金通帳の届出印

### ◎手続きは

- ・医療保険課保険料係
- ・区役所各出張所
- ・口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)

振替開始は、通常は申し込まれた月の翌々月からとなります。振替の開始については、開始月の中旬に、はがき(口座振替開始のお知らせ)でご連絡します。

【問合先】保険料係 (☎3647-3169)

## 東日本大震災等により被災・避難をされた皆様へ

東日本大震災及び長野県北部の地震により被災・避難をされた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災・避難に伴い、被災地より江東区に転入され、江東区国民健康保険に加入された方において、医療機関を受診した際の一部負担金や国民健康保険料の支払が困難な方に対し、減免等の制度をお知らせいたします。お問い合わせは下記までお願いいたします。

【問合先】一部負担金に関すること・・・保険給付係 (☎3647-3168)

保険料に関すること・・・収納管理係 (☎3647-8520)